

フェスティバルタウンはこだてロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がフェスティバルタウンの形成を推進するため、ロゴマークの幅広い使用を促進し、適正な使用および管理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、別図に掲げるものをいう。

(使用の形式)

第3条 ロゴマークの使用の形式は、別図に掲げるものとする。

2 ロゴマークの使用は、「ロゴマーク使用マニュアル」に定めるところによらなければならない。

(使用の目的)

第4条 ロゴマークは、官民が一体となり、市を挙げてフェスティバルタウンの形成を推進することを目的として使用できるものとする。

(使用届の提出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別記様式の使用届をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用届けの提出を省略できるものとする。

- (1) 市が共催および協力するイベントの主催者が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道および広報の目的で使用するとき。
- (3) 個人がフェスティバルタウンを周知する目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

2 使用者は、市長からの請求があったときは、速やかに使用状況が確認できる物品等を提出しなければならない。

(使用者の責任)

第6条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負うものとする。

(使用の対価)

第7条 ロゴマークの使用の対価は、徴収しないものとする。

(使用の差止め)

第8条 市長は、ロゴマークの使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を差し止めるものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の権利を侵害し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、ロゴマークの使用を不相当と認めるとき。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月22日から施行する。

別図



1. 補足文字なし



2. サークル (補足文字なし版のみ)



3. ロゴマーク+サイト名



4. ロゴマーク+サイト名+ドメイン名



5. ロゴマーク+歓迎メッセージ (日本語)



6. ロゴマーク+歓迎メッセージ (英語)

別記様式（第5条関係）

年 月 日

函館市長 様

ロゴマーク使用届

このことについて、フェスティバルタウンはこだてロゴマークの使用に関する要綱に基づき、次のとおり提出します。

| | | |
|-----------------------|--------------|----------------|
| (主たる事務所の所在地) 所在地 | | |
| 団体名 (使用者が個人の場合は氏名) | | tel : fax : |
| 団体代表者名 | | |
| 対象物 | | |
| 使用目的 | | |
| 期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | |

※使用開始後は、ロゴマークを使用する対象物について、速やかに現物および写真等で状況を報告してください。